

川西町業務継続計画

【大規模災害編】

令和元年10月

川西町

目次

1. 業務継続計画とは	1
2. 業務継続計画策定の効果	2
3. 地域防災計画の関係	3
4. 業務継続計画の発動・解除	4
(1) 発動基準	4
(2) 発動権限者	4
(3) 事務局	4
(4) 発動の流れ	4
(5) 解除基準	5
5. 想定される大規模災害 【参考】	
(1) 被害想定	5
(2) 奈良盆地東縁断層帯による地震	5
6. 業務継続計画の特に重要な6要素	6
(1) 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	7
(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	8
(3) 電気、水、食料等の確保	9
(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	13
(5) 非常時優先業務の整理	15
7. 業務継続計画の策定体制・継続的改善	16

1. 業務継続計画とは

業務継続計画（※1）とは、災害時に行政である川西町役場（以下「役場」という。）自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務（※2））を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

本町の防災対策を定めた計画としては地域防災計画があり、これを補完して具体的な体制や手順等を定めたものとしては各種の災害対応マニュアルがあるが、業務継続計画は、これらの計画を補完し、又は相まって、役場自身が被災し、資源制約が伴う条件下においても非常時優先業務の実施を確保するものである。

※1 業務継続計画：BCP：Business Continuity Plan：ビジネスコンティニュイティプラン

※2 非常時優先業務：大規模な災害時であっても優先して実施すべき業務のこと。具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務等（これらを「応急業務」と総称）のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

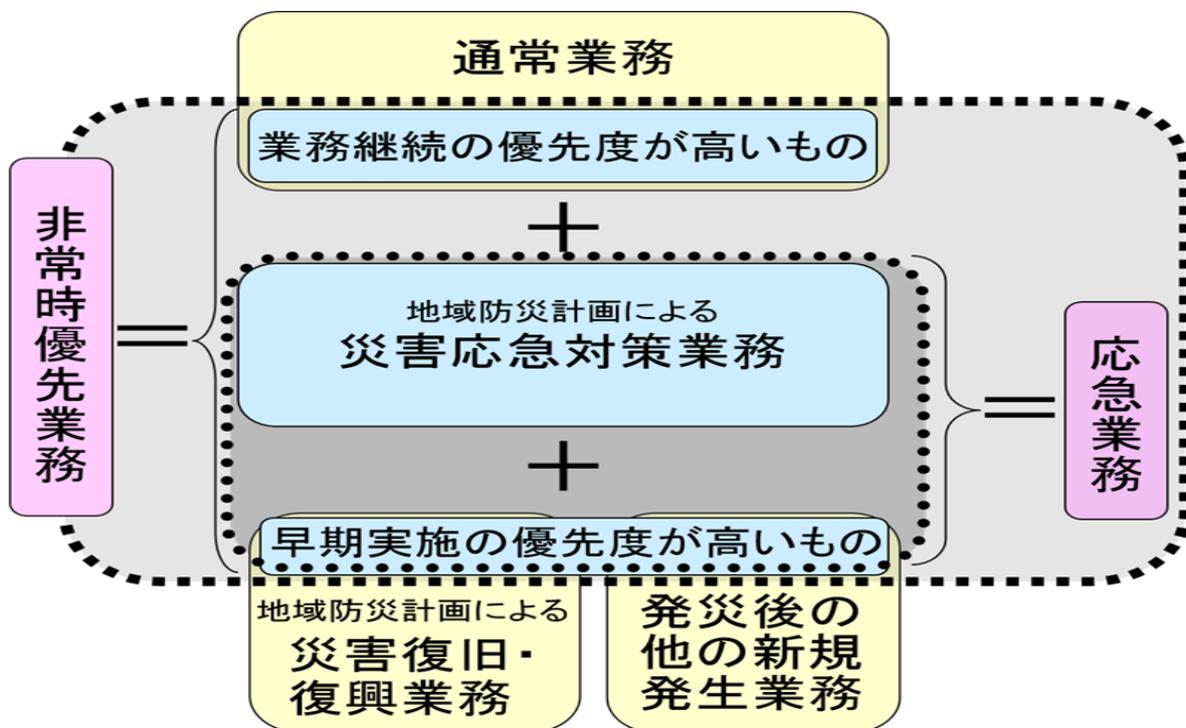


図1 非常時優先業務のイメージ

2. 業務継続計画策定の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなるが、業務継続計画を策定（継続的改善を含む。）することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

具体的には、地域防災計画や災害対応マニュアルでは必ずしも明らかでなかった「役場も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で役場が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる。

また、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できる。

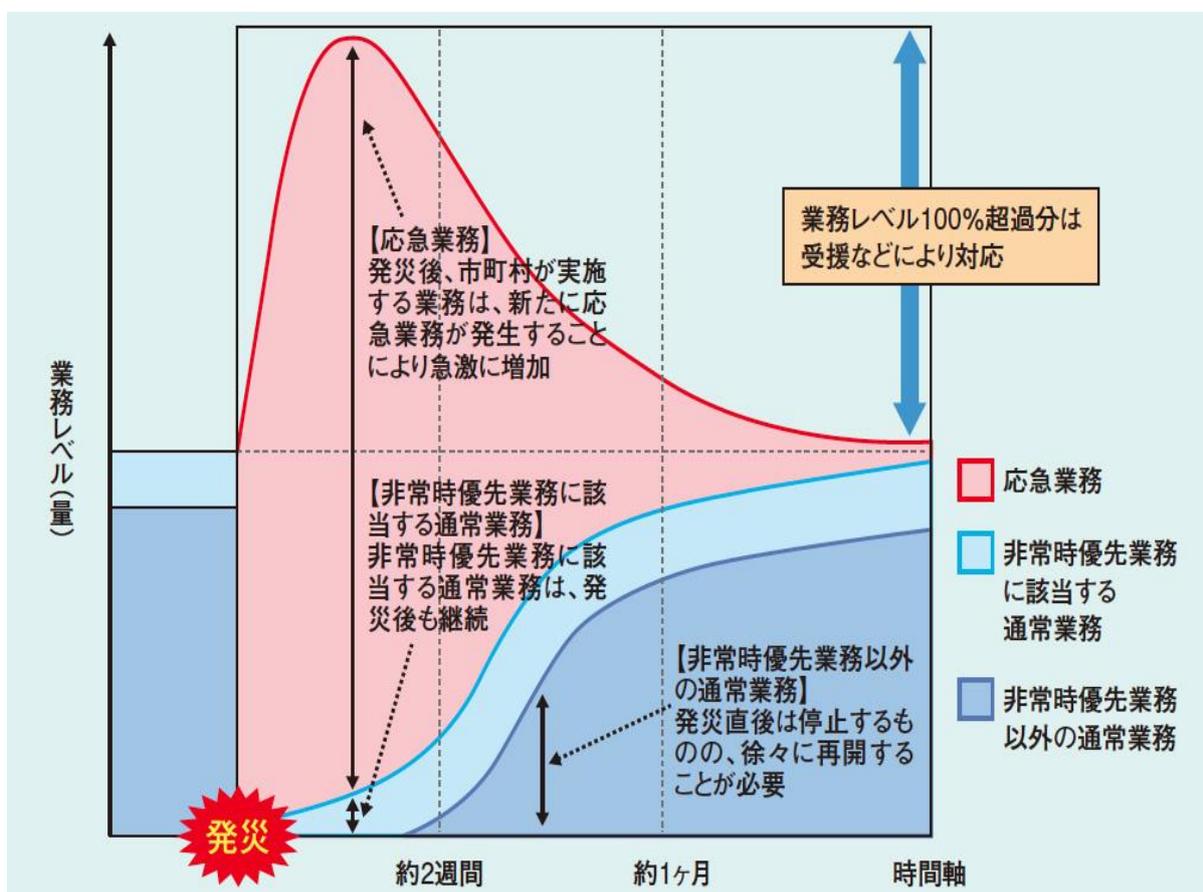


図2 発災後に町が実施する業務の推移

※ 時間の経過とともに応急業務は縮小していくが、図2に記載されている以外の復旧・復興業務が徐々に増加していくことに留意する。

3. 地域防災計画の関係

業務継続計画と地域防災計画との相違点は、次のとおりである。

業務継続計画と地域防災計画の違い

	業務継続計画	地域防災計画
計画の趣旨	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画である（実効性の確保）。	地方公共団体が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。
行政の被災	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。	行政の被災は、特に想定する必要がない。
対象業務	非常時優先業務を対象とする（災害応急対策業務等だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。	災害対策に係る業務（予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務）を対象とする。
業務開始目標時間	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。	一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もあるが、必要事項ではない。
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保等について検討の上、記載する。	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保等に係る記載は、必要事項ではない。

引用：内閣府「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」

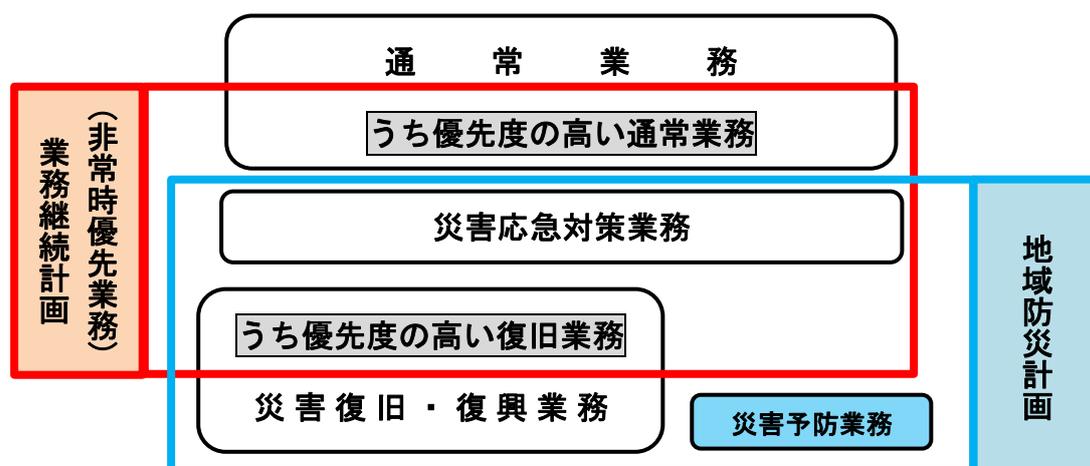


図3 業務継続計画と地域防災計画の関係

4. 業務継続計画の発動・解除

業務継続計画に基づき、大規模な地震発生時の非常時優先業務を実施する発動基準を次のように定める。

(1) 発動基準

大規模な災害の発生により、町災害対策本部（以下「町本部」という。）が設置され、町域及び役場機能に甚大な被害が生じた場合とする。

災害対策本部設置基準 災害対策本部体制（一般災害、地震災害、雪害）

- ・ 町内に震度 5 弱（5-）以上の地震が発生したとき
- ・ 町に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、町本部を設置して、その対策を要すると町長が認めたとき
- ・ 町内に相当規模の災害が予想又は発生し、その規模及び範囲等から、町本部を設置してその対策を要すると町長が認めたとき

(2) 発動権限者

町災害対策本部長（町長）とする。

なお、本部長（町長）の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。

災害時優先業務を実施する発動権限者

第1順位	第2順位	第3順位
副町長	教育長	総務担当理事

(3) 事務局

総務課が事務局となり、発動手続きに関する事務を処理する。

(4) 発動の流れ

- ① 町本部会議において、副本部長（副町長、教育長）及び本部員（総務担当理事）、現地災害対策本部長は、町域及び役場機能の被害状況等を本部長に報告する。
- ② 本部長は、副本部長及び本部員、現地災害対策本部長からの報告に基づき、業務継続計画の発動の要否について決定する。
- ③ 発動が決定された場合、総務課は、直ちにその旨を防災関係機関等に通知する。
- ④ 非常時優先業務は災害の規模や被害の状況、本部会議で決定された対処方針に応じて、

本計画に基づき実施することとし、各班及び現地災害対策本部で対応体制をとりまとめ、総務課に報告する。

- ⑤ 総務課は、業務の実施状況を常に把握し、必要に応じて関係する機関等へ情報を伝達する。

(5) 解除基準

本部長は、本町における全ての優先的通常業務の再開をもって業務継続計画の解除を宣言する。

ただし、本部員及び現地災害対策本部長は、解除の宣言前であっても、応急対策業務の進捗状況に応じて、休止した通常業務を順次再開させるものとする。

5. 想定される大規模災害 【参考】

(1) 被害想定

本町で想定される大規模災害は、地震、風水害など各種自然災害等が考えられるが、本庁舎が最も被害を受ける災害は、奈良県が想定し、町地域防災計画に記載する「奈良盆地東縁断層帯による地震」などが考えられる。

(2) 奈良盆地東縁断層帯による地震

①震度状況

- ・東南海・南海地震が同時に発生した場合を想定した数値である。
- ・震度6強以上となる可能性がある。

②町内の被害予測結果（奈良県の想定）

区分	全壊棟数	半壊棟数	炎上出火件数	残出火件数	焼失棟数	死者数	負傷者数	避難者数	避難者数	
									直後	1週間後
奈良盆地東縁断層帯による地震	1,675	897	16	14	194	73	132	2,756	2,756	2,887

資料：第2次奈良県地震被害想定調査

6. 業務継続計画の特に重要な6要素

業務継続計画の中核となり、その策定に当たって必ず定めるべき特に重要な要素として以下の6要素がある。町はこれらの6要素（以下「重要6要素」という。）についてあらかじめ定めておくものとする。

<p>(1) 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制</p>	<p>町長が不在の場合の職務の代行順位を定める。また、災害時の職員の参集体制を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。 ・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。
<p>(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定</p>	<p>本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。
<p>(3) 電気、水、食料等の確保</p>	<p>停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。 ・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。
<p>(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保</p>	<p>断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。
<p>(5) 重要な行政データのバックアップ</p>	<p>業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップを確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。
<p>(6) 非常時優先業務の整理</p>	<p>非常時に優先して実施すべき業務を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。

(1) 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

担当課【総務課】

現時点の状況

① 町長の職務代行の順位

第1順位	第2順位	第3順位
副町長	教育長	総務担当理事
<p>・「川西町地域防災計画」及び「川西町長の職務を代理する職員の順位を定める規則」によるものとする。</p>		

② 配備体制基準と動員対象職員

地震災害

配備体制	配備基準	動員対象職員
防災組織 予備動員体制	<ul style="list-style-type: none"> 町内に震度4の地震が発生したとき 	<ul style="list-style-type: none"> 『川西町警報体制』の『担当班』 消防団 <p>※防災担当者による情報連絡活動が円滑に行える体制。</p>
災害警戒本部 予備動員体制	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令したとき 	<ul style="list-style-type: none"> 『川西町警報体制』の『担当班』 消防団 <p>※地震災害の警戒のため、情報連絡活動・パトロールを円滑に行う。必要に応じて一時避難所を開設する。</p>
災害対策本部体制	<ol style="list-style-type: none"> 町内に震度5弱(5)以上の地震が発生したとき 町内に相当規模の災害が予想又は発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると町長が認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 全職員

風水害

配備体制		配備基準	動員対象職員
災害警戒体制	予備体制	1. 気象予警報が発令されたとき。 2. 台風が本土に接近し、近畿地方を通過するおそれがある場合。	<ul style="list-style-type: none"> 『川西町警報体制』の『担当班』 ※防災担当者による情報連絡活動が円滑に行える体制。 ※気象情報、災害情報の収集整理、関係機関との連絡調整等を行うとともに、現地パトロールを行う。必要に応じて一時避難所を開設する。
	1号動員	1. 小規模な災害が発生したとき、あるいは発生することが予想される場合。	<ul style="list-style-type: none"> 総務課長 事業課長 『川西町警報体制』の『担当班』 『川西町警報体制』の『担当班』の次の班（※ 2班体制） ※予備動員を強化し、事態の推移により現地活動ができる体制。 ※引き続き、気象情報、災害情報の収集整理を行うとともに、現地パトロールとを行う。必要に応じて一時避難所を開設する。
災害対策本部	2号動員	1. 相当規模の災害が発生したとき、または発生することが予想される場合。 2. 小規模な災害が数箇所が発生した場合。	<ul style="list-style-type: none"> 総務班 施設資材班 教育総務班 救護厚生班 水道供給班 ※各課必要最小限の所要人員をもって、引き続き、気象情報、災害情報の収集整理を行うとともに、必要に応じて小規模の災害対策を実施する。 ※一時避難所を開設する。必要に応じて、一時避難所から避難所に移行する。
	3号動員	1. 大規模な災害が発生したとき、あるいは発生することが予想される場合。	<ul style="list-style-type: none"> 全職員

(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

担当部署【総務課】

現時点の状況

- 町本部設置場所として指定している町役場本庁舎が使用不能な場合の代替施設の優先順位は以下のとおりとする。
1. 川西文化会館 サークル室ABC
 2. 公共施設のうち本部機能を確保できる施設について調査のうえ、速やかに施設管理者と協議を行い、町本部を設置する。

今後の検討事項

- (町有施設から選べない場合) 県や民間の主な施設のリストを作成する。

代替庁舎検討用リスト

施設名	(耐震対応済みの場合○) 建築年	災害危険度			付帯施設・事務機器等					同時被災の可能性のある災害 (無の場合○)	代替庁舎候補
		液状化	洪水・内水	火災	非常用発電機／燃料	通信機器	情報システム	水・食料・トイレ等の備蓄	事務機器・備品		
川西文化会館 サークル室 ABC 【鉄骨鉄筋コンクリート造2階建】	H8 ○	○	○	○	× 自家発電 (0.5h) (軽油)	無 (対応可)	無	無 (対応可)	無 (対応可)	○	○

※ 災害危険度については、「発生の可能性がない(極めて低い)」「対策が取られている」など危険度が低い場合は「○」、危険度が高い場合は「×」とする。

(3) 電気、水、食料等の確保

現時点の状況

① 電気【非常用発電機と燃料の確保】

・本庁舎（非常用発電機）

担当課【総務課】

<p>非常用発電機 1基【消火用：本庁舎屋上 屋外キュービクル式】 発電容量 55KVA 運転可能時間 40分 （ただし、自家発電では容量不足のため、情報機器は稼働不可）</p>	<p>燃料備蓄（軽油） タンク 48L</p>
<p>電力供給先 <input type="radio"/> 防災保安回路のみ （消火ポンプユニット、非常照明、非常回路コンセント等） <input type="radio"/> 給水ポンプユニット ※空調・エレベーターは、使用不可</p>	

・代替施設（川西文化会館 サークル室ABC）

担当局【教育委員会事務局】

<p>非常用発電機 1基【文化会館屋上 キュービクル式】 発電容量 150KVA 運転可能時間 約60分</p>	<p>燃料備蓄（軽油） タンク 75L</p>
<p>電力供給先 <input type="radio"/> 防災保安回路のみ （消火ポンプユニット、非常照明、非常回路コンセント等） <input type="radio"/> 給水ポンプユニット ※空調・エレベーターは、使用不可</p>	

② 水道、下水道、ガス

・本庁舎【水道】

担当課【総務課】

受水槽 1基【本庁舎屋上】 残留水 0.66 m ³ /日 使用量 夏期 2.57 m ³ /日、冬期 2.65 m ³ /日 (5月～10月) (11月～4月)	容量 受水槽 15m ³ (地上) 給水ポンプユニット「並列 交互運転」(屋上)
※停電で揚水ポンプへの供給が止まり、給水できなくなる恐れがある。 電気復旧時にトイレが時間で洗浄するため対策が必要。 受水槽は高架水槽へ揚水するための予備タンク。直接バケツ等で汲むことも可能。	

・本庁舎【下水道】

担当課【総務課】

※下水管の損傷で、排水できなくなる恐れがある。

・本庁舎【ガス】

担当課【総務課】

庁舎裏ボンベ庫(けやきホール北側) <ul style="list-style-type: none"> ・LPG: 50kg×8本 ・コンロ(1階: 2台、2階: 0台、3階: 0台) ・給湯機(1階: 3台、2階: 1台、3階: 1台) ※給湯機1台はシャワー用
※ガス配管の損傷で、使用できなくなる恐れがある。地震の際は点検終了まで使用不可(専門業者の対応が必要) ガス台とボンベを直結し使用は可能 煙感知器があるため、カセットコンロの使用には注意が必要

・代替施設(川西文化会館)【水道】

担当局【教育委員会事務局】

受水槽 1基(中仕切り付)【文化会館 地下 受水槽室】 残留水: 1.6m ³ /日 使用量: 夏期 2.32 m ³ /日 冬季 1.98 m ³ /日 (5月～10月) (11月～4月)	容量 受水槽 40m ³ (有効: 35m ³) 高置水槽なし
※停電時、給水ポンプユニットへの供給が止まり、給水不能となる。 受水槽の排水の水抜きから(バケツ、汲み上げポンプにて)使用することも可能。	

・代替施設(川西文化会館)【下水道】

担当局【教育委員会事務局】

町の下水道へ放水(本管: 川西町、文化会館内: 教育委員会事務局)
※下水管の損傷で排水できなくなる恐れがある。

・代替施設（川西文化会館）【ガス】

担当局【教育委員会事務局】

都市ガス（ガス漏れ検知器、煙感知器、熱感知器各使用施設にあり。）

※耐震仕様になっており、地震発生時、震度5以上で緊急遮断弁が降り使用できなくなる。

火災の場合も、使用できない。

点検終了まで使用不可。（専門業者の対応が必要）

③ 食料等の備蓄（川西町職員用）

・本庁舎

担当課【総務課】

- | | |
|------------------------------------|----|
| ○ 水 | なし |
| ○ 食料 | なし |
| ○ 仮設トイレ | なし |
| ○ 携帯トイレ | なし |
| ○ 消耗品等 | |
| ・コピー用紙 A4：3箱（12,000枚）A3:1箱（1,500枚） | |

・代替施設（川西文化会館）

担当局【教育委員会事務局】

- | | |
|---------|----------------------|
| ○ 水 | なし |
| ○ 食料 | なし |
| ○ 仮設トイレ | なし |
| ○ 携帯トイレ | なし |
| ○ 消耗品等 | コピー用紙 A4：5箱（40,000枚） |

今後の検討事項

- | |
|--|
| ○ 非常用発電機【本庁舎屋上】は電力不足のため、新たな設備の充当が必要。（総務課） |
| ○ 起動点検を毎年度実施する。（各担当課） |
| ○ 水、食料、携帯トイレ、消耗品等の備蓄は、全職員の3日分の整備を検討する。（総務課） |
| ○ 職員に対し、町民と同様に、自助の観点から各自で最低3日分の飲料水・食料を備えておき、参集時ペットボトル等を自分自身で持参するよう周知する。（総務課） |

(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

担当部署【総務課】

現時点の状況

通信機器の確保

1 防災行政無線システム	
○ 親局（川西町役場2階 無線室）	1局
○ 屋外拡声子局	5局
計	6局
2 奈良県防災行政無線（衛星系）	
○ 衛星携帯電話（川西町役場4階 書庫）1台 ※備え付け	
3 川西町	
○ 災害時優先電話（けやきホール）	
電話0台（2回線） FAX0台（2回線）	
4 その他	
○ 随時、防災行政無線システムの使用訓練を実施	
○ 警報班連絡網（電話）は毎年4月に作成	

今後の検討事項

○ 衛星携帯電話の使用訓練を追加する。
○ 職員の参集方法について、非常時にも連絡が取れるよう検討する。
○ 指定避難所への通信手段確保を検討する。 ※NTT西日本と協議し、特設公衆電話を庁舎（けやきホール）、川西文化会館、川西町立中央体育館、梅戸体育館、下永体育館、ふれあいセンター、川西町学校体育館、川西町保健センターの8箇所に配線済。
○ 災害時優先電話の設置方法を検討する。

(5) 非常時優先業務の整理

① 非常時優先業務の選定基準

災害により、通常業務と災害応急対策業務が中断や遅延が発生した場合における、町民の生命や生活、地域社会への影響について評価し、非常時優先業務を選定した。

業務	業務開始 目標時間	区分	選定基準	想定される業務 (○災害応急対応業務、●通常業務)
非常時優先業務	発災～ 3時間 以内	A1	・町民の生命・身体を守るための初動体制の確立、役場機能の維持・復旧、避難所開設・運営に係る業務	○災害対策本部の設置・運営 ○通信機器等の状況把握及び復旧 ○避難所の開設 ○職員の安否確認 ○早期災害情報の収集・把握 ○救出救助活動 ○町民への災害広報 ○防災関係機関との連絡調整 等
	1 2時間 以内	A2		○協定締結団体への応援要請 ○災害ボランティアセンターの設置 ●埋葬手続き ●町民の健康管理に関する事務 ●所管施設の安全確認 等
	1日 以内	A3		○福祉避難所の開設 ○ライフラインの応急復旧 ○避難所等のし尿・ごみ・がれきの収集・処理 ○消毒資材等の配布・散布 ○建築物の被害状況調査と応急危険度判定 ○物資集配拠点の設置・運営 ●住民票、戸籍等の交付 ●公金の出納業務 ●家庭ごみの収集・仮置場の設置 等
	3日 以内	B	・遅くとも3日以内に業務を着手しないと、町民生活や地域社会に相当の影響を与えるため、早期に対策を講ずるべき業務	○支援物資の受付・管理・配分 ○二次災害の防止措置 ○住民相談窓口の設置、広聴活動 ○り災証明書の発行 ○避難所開設期間等に関する協議 ○災害廃棄物1次仮置場の設置・管理 ●保健福祉に関する重要業務 ●諸証明の交付 ●学校の再開検討 等
	1週間 以内	C	・被災者の通常生活復帰に係る業務 ・非常時優先業務以外で優先度が比較的高い通常業務	○生活再建支援業務 ○企業への災害融資関連業務 ○災害弔慰金、義援金等の配分 ○応急仮設住宅の建設 ○災害廃棄物2次仮置場の設置・管理 ●出先機関等における業務拡大 等
	1カ月 以内	D	・業務開始に相応の準備が必要となる復旧・復興業務 ・発災後、1週間を超え実施しなくても、町民生活や地域社会に直ちに影響を与えないと見込まれる業務	●町民生活や地域社会への影響が少ないと見込まれる通常業務 等
その他	1カ月 以降	E	・発災後、1カ月を超え実施しなくても、町民生活や地域社会に直ちに影響を与えないと見込まれる業務	

② 非常時優先業務の対象範囲

非常時優先業務は、次の業務を対象とした。

(1) 災害応急対策業務

町本部の分掌事務の中で、各班で業務を細分化し対象業務を設定した。

参考：「川西町地域防災計画 第3編 第1章 本部の組織及び事務分掌」

(2) 通常業務

平常時に各課が行っている業務のうち、各課で業務を細分化し対象業務を設定した。

参考：「川西町事務分掌規則」「会計管理者の補助組織設置規則」

「川西町教育委員会の事務局の組織及び運営に関する規則」

7. 業務継続計画の策定体制・継続的改善

(1) 業務継続計画の策定体制

業務継続計画の策定に際しては、全庁的な検討体制とする。検討体制には、非常時優先業務の所管部署、その実施に必要な資源（庁舎、職員、情報システム等）を所管する部署、そして業務継続計画のとりまとめを担当する部署をはじめ全部署が検討に参画し、非常時優先業務の整理等を行う。

これは、非常時優先業務の整理や必要資源の配分等を検討する際には、部門を越えた優先順位等の合意形成が必要となるためである。

(2) 業務継続計画の継続的改善

業務継続計画は一旦策定すればよいというものではない。計画の実効性を確認し、高めていくためには、教育や訓練を繰り返し実施していくことが重要であり、そのためには、教育や訓練の計画等を策定し、これに従い着実に実施することが重要である。

業務継続に係る訓練には、非常参集訓練、安否確認訓練、非常通信訓練、情報システムのバックアップからの復旧訓練、災害対策本部を対象とした机上訓練・図上訓練など様々な種類があるが、これらの訓練で明らかになった課題や改善点は、業務継続計画の改訂で確実に反映させる。

また、電気、水、食料、人員などの必要資源について点検を行い、平常時から設備の増強、備蓄の促進、人員確保・育成について計画的に実施しておくことも重要である。

このように、計画策定後も訓練の実施や必要資源の点検等によりPDCAサイクルを回し業務継続計画の実効性を高めていく。

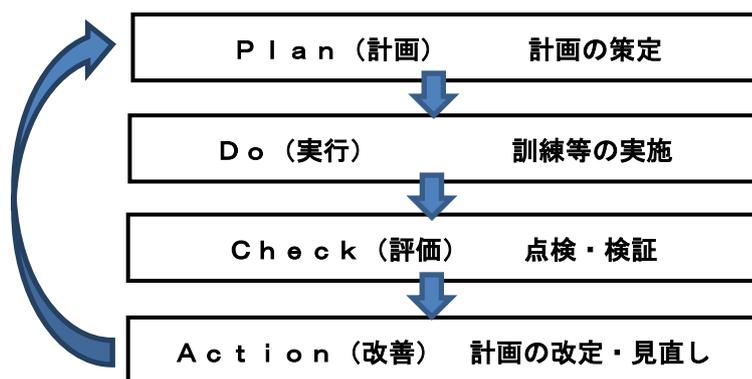


図4 PDCAサイクルによる継続的改善

川西町業務継続計画【大規模災害編】

令和元年10月策定

編集・発行 川西町 総務課